

苫小牧工業高等専門学校受託研究取扱細則

規則第82号

制 定 平成21年4月1日
一部改正 平成28年3月16日
一部改正 平成30年2月22日
一部改正 令和元年8月1日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号。以下「機構受託研究実施規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第132号）に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、受託研究とは、本校において外部からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。

(受入れの条件)

第3条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。
 - 二 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
 - 三 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しない。
 - 四 やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本校はその責任を負わないものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、不用となった研究経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することができる。
 - 五 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、校長は、特に必要と認められる場合には、別に条件を定めることができる。
- 3 校長は、委託者が国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人又はその他公法人である場合には、第1項第三号及び第五号の条件を付さないことができる。

(受託研究の申込み)

第4条 校長は、受託研究の申請をしようとする者に、受託研究申請書（別紙第1号様式）を提出させるものとする。

- 2 申請者は、前項の受託研究申請書の提出に当たり、あらかじめ受託研究を行う本校所属の教職員（以下「研究担当者」という。）と協議するものとする。
- 3 研究担当者は、申請者が受託研究申請書を提出する際に受託研究計画書（別紙第2号様式）を校長へ提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 機構受託研究実施規則第4条に規定する受入審査機関等は、副校長(研究主事)、地域共同研究センター長及び地域共同研究副センター長とする。なお、申請内容によっては、校長が必要と認めた者を追加するものとする。

2 校長は、機構受託研究実施規則第3条に基づき、受託研究の受入れを決定したときは、申請者及び契約担当役に対し、受託研究受入決定通知書(別紙第3号・第4号様式)により通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約担当役は前条第2項の通知を受けたときは、速やかに申請者と機構受託研究実施規則第2条第2項各号に掲げる事項を記載した受託研究の契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、受託研究の契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第7条 研究担当者は、受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに受託研究(中止・延長)申請書(別紙第5号様式)を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項による申請が天災その他受託研究の遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、委託者と協議の上、当該受託研究の中止、又はその期間の延長を決定し、受託研究(中止・延長)決定通知書(別紙第6号様式)により契約担当役に通知するものとする。

(研究完了の報告)

第8条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(別紙第7号様式)により校長に報告するものとする。

2 前項のほか、委託者に対する研究成果報告については、契約書の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校受託研究取扱規程(昭和50年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年8月1日から施行する。